

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案

現 行

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第一百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。ただし、第五号ホに掲げる事

項については、海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年總理府・大蔵省令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。次条ただし書において同じ。）を有する信用金庫連合会に係るものに限る。

一〇四 （略）

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 二 （略）

ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

ヘ リ （略）

六・七 （略）

2 （略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第一百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一〇四 （略）

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 二 （略）

（新設）

ホ ル （略）

六・七 （略）

2 （略）

第一百三十三条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定

第一百三十三条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定

めるものは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号ニに掲げる事項については、海外拠点を有する信用金庫連合会に係るものに限る。

一・二 (略)

三 金庫及びその子会社等の直近の一連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ハ (略)

二 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

四・五 (略)

めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 金庫及びその子会社等の直近の一連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ハ (略)  
(新設)

四・五 (略)